

# 審 査 基 準

平成12年4月1日作成

|   |
|---|
| 法 令 名 : 質屋営業法   |
| 根 拠 条 項 : 第8条第4項  |
| 処 分 の 概 要 : 許可証の再交付   |
| 原権者(委任先) : 熊本県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め :<br>質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続き)、第14条(許可証の再交付の申請) |
| 審 査 基 準 :   |
| 標 準 処 理 期 間 : 14日   |
| 申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)                            |
| 問 合 せ 先 : 申請先の警察署の生活安全課(係)                                  |
| 備 考 :   |